

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 伊東 忠重 様 〒100-0005 日本国 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内 MY PLAZA（明治安田生命ビル） 1 6階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">（法施行規則第40条の2） [P C T 規則43の2.1]</p>	
発送日 （日.月.年） 09.06.2020		
出願人又は代理人の書類記号 SJ19031PCT	今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2020/014051	国際出願日（日.月.年） 27.03.2020	優先日（日.月.年） 27.03.2019
国際特許分類（IPC） E02F 9/26(2006.01)i FI: E02F9/26 A		
出願人（氏名又は名称） 住友重機械工業株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 29.05.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 田島 拳士郎 2B 1134 電話番号 03-3581-1101 内線 3237
--	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-15	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-15	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1：JP 2017-43885 A (株式会社小松製作所) 02.03.2017(2017-03-02)
 段落[0018]-[0019], [0135]-[0141], [0160]
 & US 2018/0135273 A1
 段落[0017]-[0018], [0163]-[0169], [0190]
 & CN 107532401 A

文献2：JP 3224066 B2 (株式会社小松製作所) 24.08.2001(2001-08-24)
 段落[0007], [0056]-[0057]
 (ファミリーなし)

文献3：JP 2016-70004 A (株式会社クボタ) 09.05.2016(2016-05-09)
 段落[0060]
 & US 2016/0091002 A1
 段落[0118]

文献4：WO 2016/125915 A1 (株式会社小松製作所) 11.08.2016(2016-08-11)
 段落[0033], [0082]
 & US 2017/0255895 A1
 段落[0064], [0093]

請求項1-6、10-14に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2により、進歩性を有しない。

請求項1について、文献1の段落[0135]-[0138]、[0141]、[0160]には「カメラが撮像するバケットの画像データ(事前に取得されたバケットの形状)をパターンマッチングにより識別することで、当該バケットの形態・寸法情報(バケットの形状パラメータ)を計測・判定し、当該計測・判定結果を制御部へ出力すること」が記載されている。

また、文献2の段落[0007]、[0056]-[0057]、図2には「下部走行体と、前記下部走行体に旋回可能に搭載された上部旋回体と、前記上部旋回体に取り付けられ、バケットを含むアタッチメントと、を備え、アタッチメント交換の際に、交換用アタッチメントの寸法形状に関する数値データを演算して入力するショベル」が記載されている。

文献1に記載された発明において、文献2に記載された事項を採用し、文献1に記載された発明をショベルに適用することは、当業者が容易になし得たことである。

請求項2について、文献1に記載された作業機は表示部を備えている(段落[0018]-[0019])。表示部にバケットの画像データを表示することは、例を挙げるまでもなく周知技術である。

請求項3について、請求項1についての記載を参照のこと。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

請求項4の「予め登録されたバケットの種類と形状パラメータとが関連付けされた関連情報」について、文献1の「品番情報」を参照のこと。

請求項5について、距離情報の考慮は、バケットの計測・判定精度向上等のために、当業者が適宜なし得たことである。

請求項6の「前記撮像装置は、当該ショベルに取り付けられている」ことについて、文献1の図1を参照のこと。

請求項10について、バケットなどの先端アタッチメントは、個々の角度を正確に知っておく必要があるから（文献2の段落[0003]）、バケットの形態・寸法情報としてバケット背面角度を含めることは、当業者が適宜なし得たことである。

請求項11の「前記制御装置は、設定された前記バケットの形状パラメータに基づいて目標軌道を生成する」ことについて、文献1の段落[0160]を参照のこと。

請求項12について、請求項1についての記載を参照のこと。

請求項13について、請求項11についての記載を参照のこと。

請求項14について、請求項3についての記載を参照のこと。

請求項7-9、15に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4により、進歩性を有しない。

請求項7について、バケットの位置や設定に関する情報を得るために、携帯端末を用いてバケットの撮影を行うことは周知技術であった（文献3の段落[0060]、文献4の段落[0033]、[0082]を参照のこと）。

請求項8-9について、特徴点の抽出や距離情報の考慮等は、バケットの計測・判定精度向上等のために、当業者が適宜なし得たことである。

請求項15について、請求項7についての記載を参照のこと。